

刑事訴訟法の一部を改正する法律（再審法改正）の成立に当たっての会長声明

本年7月17日、刑事再審手続に関する「刑事訴訟法の一部を改正する法律」（以下「本改正法」という。）が参議院本会議で可決され、成立した。

本改正法は、1948年（昭和23年）に現行刑事訴訟法が制定されて78年を経て初となる刑事再審手続に関する改正であり、その点ではある程度の意義を有する。本改正法は、一定の要件を満たす場合には、裁判所が検察官に対して証拠の提出を命じることを義務付けている点や再審開始決定に対する検察官の不服申立てを原則として禁止している点など、肯定的に評価できる面もある。

しかしながら、本改正法は、えん罪被害者の適正かつ迅速な救済という再審法改正の目的の根幹となる部分について、検察官の裁量に委ねる部分を多く残している。そのため、本改正法は、今まで以上にえん罪被害者の救済を困難にするおそれすらあり、いまだに多くの問題点を内包している。

本改正法の主要な問題点を挙げると、次のとおりである。

まず第1に、裁判所による証拠提出命令制度が設けられるにとどまり、弁護人による証拠開示請求手続が設けられなかった点である。本改正法では、捜査機関が保管する証拠について、再審請求理由に関連し、裁判所が再審請求の判断のために必要かつ相当と判断した証拠の提出を命じる証拠提出命令制度が設けられた。しかし、証拠の持つ価値を正しく理解できるのは第一に再審請求人や弁護人であり、これらの者による分析・検討と、それに基づく主張がなければ、裁判所が証拠の関連性や必要性を的確に判断することができず、無罪につながる証拠の提出命令が発せられないおそれがある。したがって、まずは再審請求人や弁護人に対して、主張立証を準備するために必要な証拠が幅広く開示される必要がある。もとより、職権主義の下では、裁判所は、検察官に対して、必要と認める証拠の提出や開示を要請する権限があると解され、従来の運用においても、裁判所の要請に応じて検察官が証拠を開示することはあった。ただし、本改正法ではそのことが明記されておらず、過去のえん罪事件における検察官の対応に照らせば、検察官が証拠提出命令の発令を受けない限り、無罪につながる証拠の提出や開示の要請に応じないことが懸念される。

つづいて第2に、本改正法では、証拠一覧表の作成・提出を検察官に命じる制度が設けられていないという点である。証拠一覧表は、検察官が保管する証拠の全体像を明らかにするものであり、再審請求人や弁護人に対して証拠の提出・開示を請求するための手がかりを与えるものとして重要であると同時に、検察官が証拠の保管状況を把握する上でも有用なものである。この点に関し、過去のえん罪事件では、検察官が「不見当」、「不存在」と回答した証拠について、後日、その存在が判明

した事例も複数あり、検察官による証拠の保管が適切に行われていないことを示している。それにもかかわらず、本改正法では証拠一覧表に関する制度が設けられていないため、証拠の提出・開示に向けた手続が円滑に進まなかったり、再審請求の審理のために必要な証拠の提出・開示に漏れが生じたりすることが懸念される。

通常審においては、すでに証拠開示制度や証拠一覧表の交付義務は法定されており、これによる弊害は生じていないし、今回の立法過程においても、再審において明文で義務付けることの問題点は明らかになっていないことからしても、立法がなされなかったことは大きな問題が残ったといわざるを得ない。

第3に、本改正法では、検察官から裁判所に提出された証拠の複製を再審請求やその準備以外の目的で使用することを一律に禁止し、その違反に対して罰則を設けたことである。被害者等関係者の名誉・プライバシーの保護は必要であるものの、証拠の内容に応じて適当と認める利用の条件を付するなど、個別に対応すれば足りるのであって、弊害の有無・程度を問うことなく、全ての証拠について一律に使用を禁止するのは過度の制約といわざるを得ない。このような目的外使用の一律禁止により、再審請求人や弁護人が証拠の内容を支援者や報道機関に提供することを躊躇し、事件の問題点を広く知らせることや、新証拠の獲得に向けた活動に支障を来すことが懸念される。

第4に、本改正法では、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが原則として禁止されたものの、再審開始決定が「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」がある場合には、例外的に不服申立てを行うことを許容した点である。検察官による不服申立てを制限するという趣旨に照らせば、「十分な根拠」なく不服申立てが行われた場合、裁判所は、実体審理を行うことなく、直ちに不服申立てを棄却すべきものと解される。しかし、本改正法にはそのことが明記されておらず、かえって法務省事務当局からは、この規定は検察官が遵守すべき行為規範であって、裁判所による判断事項とする趣旨ではないとの説明がなされている。そのため、過去のえん罪事件における検察官の対応に照らせば、検察官が今後も不服申立てを自制せずに行うことが懸念される。

以上のとおり、本改正法にはなおも不十分な点が多く存在している。いわゆる再審法は、刑事訴訟法という基本六法の一つの改正法であり、えん罪被害者救済という人権問題に関する立法であるところ、与野党の対決法案となるべきものではないのに、参議院では43%もの反対票が投じられたことから、多くの不十分な点が存在していることを裏付けていると指摘できる。

本改正法の附則では、政府は5年ごとに本改正法の施行状況等を勘案し、証拠の目的外使用の禁止に関する制度や検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度を含

む再審制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることが定められた。したがって、当会としても、本改正法の施行状況を注視し、証拠の保存・管理や国選弁護制度も含めて、あるべき再審手続の実現に向けた取組を今後も続けていく所存である。

加えて、本改正法が成立に至るまでの過程を見ると、当初、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が議員立法案を提出するなど、国会議員が積極的、主導的な役割を果たし、その後、法務省事務当局の主導する法制審議会刑事法（再審関係）部会によって改正法案の要綱が取りまとめられたものの、研究者や元裁判官から反対する声明が出されたほか、国会議員からの批判的な意見が相次ぎ、当初の要綱から3度にわたり修正されるという経過をたどっている。このことは、刑事司法制度の改革を、刑事訴訟の一方当事者である検察官が要職を占める法務省に委ねることには構造的な限界があることを示している。したがって、今後の制度改革に際しては、委員の選任方法や議事の公開など審議の在り方を含め、各段階で幅広い意見を取り込み、丁寧かつ充実した議論が積み重ねられることが求められる。

ところで、本改正法は刑事再審手続に関する改正であるところ、えん罪被害が生じたときに、これを速やかに是正する仕組みはもとより不可欠であるが、本来であれば、えん罪被害を未然に防ぐことこそが重要である。そのためには、取調べの録音・録画制度の全事件・全過程への拡大、供述しない意思を明らかにしている被疑者に対する取調べの規制、弁護人を取調べに立ち会わせる権利の保障、被疑者国選弁護制度の逮捕段階への拡大、迅速に幅広い証拠開示を受ける権利の保障、「人質司法」とも呼ばれる身体拘束の在り方の改革など、通常審も含めた刑事司法制度全体の改革が必要であり、その前提として、第三者機関による捜査手法の検証を中心としたえん罪被害の原因の究明を行うことも不可欠である。

当会は、日本弁護士連合会と共に、この度の改正に基づく運用が適切に行われるよう注視するとともに、えん罪被害の防止・救済に向けた取組を引き続き進めていく。

2026年（令和8年）8月31日

大分県弁護士会

会長 松 尾 康 利